

## 総合事業通所型サービス(独自)ご利用料金

### ○総合事業通所型サービスご利用基本料金(単位/月)

種別	要支援 1	要支援 2
共通のサービス費(基本料金)	1672単位	3428単位

### ○その他加算料金 (該当時に月1回加算されます)

運動器機能向上加算	225単位(運動機能向上を目的に個別的に機能訓練を実施)	
口腔機能向上加算 (I)	150単位(口腔機能向上を目的に計画とサービスを行う)	
選択的サービス複数実施加算 I	480単位(運動等の複数のサービスを実施した場合、他と同時算定不可)	
選択的サービス複数実施加算 II	700単位(運動等の複数のサービスを実施した場合、他と同時算定不可)	
生活機能向上グループ活動加算	100単位(グループに実施される日常生活支援)	
生活機能向上連携加算(II)	200単位(運動機能向上加算を算定の場合は100単位)	
口腔・栄養スクリーニング加算(I) (単位/回)	20単位/回(6か月に1回口腔の健康状態と栄養状態の確認を行う)	
口腔・栄養スクリーニング加算(II) (単位/回)	5単位/回(栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行う)	
サービス提供体制強化加算(I)	88単位	176単位
サービス提供体制強化加算(II)	72単位	144単位
サービス提供体制強化加算(III)	48単位	96単位
サービス提供体制強化加算(IV)	24単位	48単位
事業所評価加算	120単位(厚生労働省の定めた基準に適合した場合)	
科学的介護推進体制加算	40単位(情報を厚生労働省に提出、適切な有効活用によりケアの質の向上を図る)	
介護職員処遇改善加算	所定単位数にサービス別加算率を乗じて算定	

\* 1. 地域区分として、我孫子市は「6級地」単位数単価10.27円となります。各単位数の月の合計単位数に単

\* 2. 処遇改善加算として、月の合計単位数に5.9%を乗じた額が加算されます。(1単位未満四捨五入)、そ

\* 3. 介護職員等特定処遇改善加算として、月の合計単位数に1.2%を乗じた額が加算されます。(1単位未満

\* 上記1. 2. 3. の合計である総費用額に80%または90%を乗じた(1円未満切り捨て)保険請求額を、総費用

※新型コロナ感染症に対する為の特例的な評価として基本報酬に0.1%上乗せ(2021年4月～9月迄)

### ○自費範囲

食費 (円/日) (自費範囲)	750円
消耗品・アクティビティ材料費など	実費
おむつ代 (自費範囲)	実費
フリードリンク	1杯 50円 ・ カード : 21杯分 1,000円

・自費範囲の項目については、消費税がかかるものがあります。

・通所サービスのキャンセルについては前日(前日が休日の日はその前の営業日)の午後5時までに ご連絡がなかった場合は、食費のみお支払いいただきます。